

覚 書 (案)

厚生労働省共済組合理国立障害者リハビリテーションセンター支部長 江藤 文夫（以下「甲」という。）と、 （以下「乙」という。）との間に締結した平成24年 月 日付の契約（以下「原契約」という。）に付帯して、次のとおり約定する。

- 1 原契約第1条に関しては、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 売店等の経営に関する材料、器具等の仕入、その他この売店等を経営するために行う商取引は、一切、乙自らの名義においてこれを行うものとし、甲の名義を使用し、またはその名を冠用しないこと。
 - (2) 乙は、仕入代金の支払いその他対外関係においては、甲の信用を損なうようなことをしないこと。
- 2 原契約第3条に定める設備等は、別紙配置図のとおりとする。
- 3 原契約第7条に定める売店等の営業日は、土・日曜日、祝日、年末年始等の休暇及びその他センターが定める日以外の日とする。但し、甲が特別に指示する場合は、この限りではない。
- 4 原契約第7条に定める売店等の営業時間は、次に掲げる時間とする。但し、必要と認めるときは、甲、乙協議のうえ、休業を取り止め、又は営業時間を延長し、若しくは短縮することができる。
月曜日から金曜日までの 11:00～16:00
- 5 原契約第7条に定める営業する品目、価格については、別紙1のとおりとする。
- 6 原契約第9条2項に定める光熱水料は、当該月の翌月末までに甲に支払うものとする。
- 7 原契約第11条に定める経営状況の資料提出については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「原価見積書」の提出期限は、甲が定める月までとする。
 - (2) 「売上月計表」の提出期限は、翌月10日までとする。
 - (3) 「毎月の収支計算書」の提出期限は、翌月10日までとする。
 - (4) 「事業年度末の損益計算書」の提出期限は、翌事業年度の4月30日までとする。

- 8 乙は、売店から退出するときは、設備等及びその他の物品を整理し、消燈、窓の閉鎖をし、施設内の点検を行い、火気その他の異状のないことを確認のうえ、入口を施錠しなければならない。
- 9 甲又は乙がこの覚書に定める事項を変更する必要があると認める場合は、その必要を認める者の申し立てにより、甲と乙が協議するものとする。
- 10 乙は、売店等営業の具体的な事項については、原契約及びこの覚書に定めるもののほか、その都度甲の指示するところによるものとする。

上記約定を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙双方が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年 月 日

甲 住所 埼玉県所沢市並木4丁目1番地
氏名 厚生労働省共済組合
国立障害者リハビリテーションセンター
支部長 江藤 文夫

乙 住所
氏名

委託業者の利用に供する施設(売店等)



